

低所得の高齢者向け「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の申請が始まります

4月18日から受付開始

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を対象に「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給します

◆支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）。

※ただし、課税者の扶養に入っている方、生活保護の受給者である方などは対象外となります。

◆支給額

対象者1人につき3万円

◆申請書類

対象と見込まれる方には4月中旬に案内通知と申請書を送付しますので、お手元に届きましたら申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに申請窓口へ提出してください。

対象者となるにもかかわらず通知が届かない場合は、健康福祉課まで問い合わせください。また収入・所得がない方でも確定申告をしていないと、年金生活者等支援臨時福祉給付金の対象なりませんので、必ず申告をお願いします。

◆申請窓口

役場 健康福祉課

◆申請期間

4月18日①から7月19日②まで
（土日祝祭日を除く午前9時～午後5時）

◆集中受付期間

4月18日①から4月22日③まで、
4月24日④・4月25日⑤
【午前9時から午後5時まで。ただし、20日⑥は午後7時まで】

◆集中受付会場

役場 第2会議室

※集中受付期間以降は役場窓口での受付となります。

◆配偶者などからの暴力を理由に避難している方は避難先市区町村にご相談ください。

【制度に関する問い合わせ】

⑦厚生労働省2つの給付金に関する専用ダイヤル

☎0570-1037-1192

（午前9時から午後6時まで）

【申請方法に関する問い合わせ】

⑧健康福祉課

☎72-6934

（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。

小野町や厚生労働省などが世帯構成や銀行口座などの個人情報を電話でお聞きしたりATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いしたりすることは絶対にありません。ご自宅や職場などに不審な電話がかかってきた場合は迷わず、健康福祉課や最寄の警察署（または警察相談専用電話#9110）にご連絡ください。

小野町農業委員会委員に吉田広一さん

農協の合併により福島さくら農業協同組合の新理事に就任した吉田広一さん（塩庭二区）が、同組合から農業委員に推薦され、3月1日付で選任されました。

今後の活躍を期待します。

今回退任された熊谷源次さん（小戸神）のご労苦に対し、紙上より御礼申し上げます。

